平成２４年（フ）第１４１号
兵庫県加古川市加古川町河原269番地の１
県営加古川河原鉄筋住宅３―403号
債務者　藤田　雅嗣
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１５１号
兵庫県加古川市加古川町河原35番地の６　嵯峨101マンション404号
債務者　白石　博康
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１５６号
兵庫県姫路市飾磨区構４丁目67番地　ハートランドＢ202号室、住民票上の住所兵庫県姫路市飯田476番地８
債務者　光宗さやか
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１６２号
兵庫県姫路市大塩町170番地７
債務者　近藤　律子
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１７０号
兵庫県高砂市中島１丁目17番48―105号
債務者　松本　美保（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１５号
島根県大田市長久町土江148番地４
債務者　昭栄水道工事所こと　山本　和男
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第５０号
福岡県久留米市諏訪野町2156番地１　第１オーキッドビル303号室
債務者　富山富三郎
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第６３号
福岡県三井郡大刀洗町大字鵜木1401番地３
債務者　松川　瑞穂
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第５９号
長崎県長崎市女の都４丁目14番２号　サンシャインプレス205号室
債務者　増﨑　由香（旧姓益田）
1　決定年月日時　平成24年４月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７３号
長崎県長崎市中小島１丁目３番２号　102
債務者　吉田　宅志
1　決定年月日時　平成24年４月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９７号
長崎県長崎市江平１丁目12番16号
債務者　坂本　淳子
1　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０９号
鹿児島県鹿児島市吉野町3425番地１　シャルムＫ棟201号
債務者　赤星めぐみ
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１３８号
鹿児島県鹿児島市古里町1078番地64　さくらじまホテル内
債務者　中村比呂実
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１４２号
鹿児島県鹿児島市西千石町14番９号　第７心友館301号
債務者　福田　秋男
1　決定年月日時　平成24年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１２７号
仙台市太白区東郡山２丁目39番10号　イーストオウギビル105
債務者　山本ほだか（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１４７号
宮城県黒川郡富谷町富ケ丘１丁目５番５－８号、従前の住所宮城県黒川郡富谷町ひより台２丁目34番地４　ツインハイツＢ201
債務者　加藤　由美
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２１２号
仙台市泉区南光台３丁目８番30号　ル・レーヴ203、従前の住所仙台市泉区八乙女３丁目５番地の３　アーバンパレス八乙女104
債務者　中村　正道
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係